



一般社団法人富山県警備業協会
会長 木下 勲 殿

富山労働局長



警備業における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃より労働行政の各種業務運営に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、近年の温暖化にともない、富山県の職場における熱中症による休業 4 日以上
の死傷者数は増加傾向にあり、令和 7 年は前年よりも 10 人増加し、22 人となりました。特に、
警備業における熱中症による死傷者数は 7 人と、全体の 3 割以上を占めるという結果とな
りました。このような状況から、令和 8 年度においても、富山県内における熱中症予防対
策の徹底は、当局における喫緊の課題であると考えております。

先日、貴協会宛てお知らせしたとおり、厚生労働省では、職場における熱中症予防対策
を徹底するため、5 月から 9 月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を
実施することとしており、当局においても積極的にこれを展開することとしています。

熱中症予防対策については、令和 7 年 6 月に熱中症の重篤化を防ぐための労働安全衛生
規則の改正が行われたほか、本年 3 月には「職場における熱中症防止のためのガイドライ
ン」が定められました。

警備業では、屋外作業や単独作業が多く、熱中症に罹患するリスクが大きいことから、
熱中症予防のための労働衛生教育の実施や、休憩場所の確保・服装による身体冷却などの
措置のほか、熱中症が発生した場合の連絡体制及び対応手順の作成と周知徹底が大変重要
です。

つきましては、貴協会におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、職場における
熱中症防止対策の徹底に、引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各会員に対しましても、上記の趣旨を周知していただき、熱中症防止対策につ
いて御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

※参考資料

- ・「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
- ・「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

【担当部署】労働基準部健康安全課
〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5
電話：076-432-2731